

地域づくりにかかわる社会教育活動の 組織化に関する予備的考察（Ⅰ）

— 島根県を事例として —

高岡 信也*

Nobuya TAKAOKA

An Introductory Study of the Structure of
Social Education and Community Activities

はじめに

近年、「生涯学習の町づくり」が多くの自治体でとりあげられ、行政施策の中・長期計画が掲げる「まちづくり」イメージの一つにほぼ例外なく採用されている。一種の流行とも思えるこの傾向は、「行政のソフト化」、「住民生活重視型行政」の一般的趨勢とあいまって、地方の時代を象徴する事例として注目される。

一方、教育政策論的視点に立てば、臨時教育審議会以来の生涯学習政策の具体化、地方への浸透をここに見取ることも可能である。

ところで、戦後わが国の教育行政は、周知の通り、一般行政からの相対的独立を基本テーゼとして現在に至っている。近年の生涯学習政策に関わる議論は、絶えずこの点についての「踏み絵」を前提として展開される傾向がある。換言すれば「生涯学習のまちづくり」とは、「住民の生涯にわたる学習が十分に保障された町づくり」と理解され、その結果、「生涯学習の中核となる社会教育の振興」、したがって「教育行政の枠内での生涯学習行政の活性化」が目標とされる場合がきわめて多いのである。

しかし一方、「生涯学習」の基本理念には、当然のことながら狭義の「学習」概念（意図的教育作用に対する反作用としてのそれ）を越えた「スポーツ・レクリエーション活動」、「ボランティア活動」等が内包され、さらには、職業活動に関わるあらゆる学習、技能の習得が含

まれるとされる。行政的用語法にしたがえば、いまや、「生涯学習」は狭義の教育・学習概念をはるかに凌駕した領域、「福祉」や「産業振興」にまで関わる広領域の課題として展開されなければならないのである。

こうした理解に立てば、「生涯学習のまちづくり」は、「生涯学習をとおしたまちづくり」ないしは「生涯学習による町づくり」の視点を必然的に内包していたと考えるのが妥当である。

本稿は、上述のような理解にたつて、社会教育の展開を「地域活性化」の視点から再検討し、「地域づくり」と「学習支援活動」の間に求められている新たな関係構造のあり方を考察しようとするものである。

本稿で取り上げる島根県は、全国でも有数の過疎地域であり、かつ高齢化のもっとも進んだ県でもある。こうした島根県のおかれた位置から、「地域社会の活性化をいかに進めるか」は、本県施策の緊急の課題とされ、県行政のみならず、各市町村の行政を中心に一定の取り組みがなされている。

一方、平成2年9月に策定された『島根県生涯学習推進構想』（島根県生涯学習推進本部編）においては、公民館等を中心とする地域社会教育の拡充・整備が取り上げられ、生涯学習の基盤整備を、住民のもっとも身近な地域社会に焦点を当てて行うという姿勢を強調している。こうした対応の背景には、生涯学習による「まちづくり」をめざすことが「地域社会の活性化」を図るすじみちであることの認識がある。住民一人ひとりが生涯学習を進めることが、究極において「まち・むらの活性化」につ

* 島根大学教育学部

ながるといふ基本的観点が示されているのである。

本研究は、このような新たな時代の要請に対して、いわゆる「社会教育」が、今いかなる課題を有しているか、どのような貢献をなすうるかを検討するための基礎的資料を収集することを直接の課題としている。市町村において活発に展開されつつある「地域活性化」の試みの中で、社会教育（広義の意味では、生涯学習を含むものと考えてよい）に寄せる期待は、近年、急速に拡大しつつあるが、その具体的な施策、経験等が十分蓄積されているとは言い難い。こうした現状を一応の前提としながら、21世紀を生きる地域社会のあり方を住民の教育・学習の観点から検討する必要がある。

ところで、「地域活性化」は、近年、「地方の時代」に対応し、これを実現するための最も具体的な行政課題として取り上げられているといつてよい。「まちむらづくり」という呼称とともに地域住民の間にも浸透しつつあるこの概念は、次のような思想を内に含むものと考えてよい。

- (1) 中央集権に対して地方分権を主張する、政治、経済的概念（昭和54年に長州神奈川県知事が「地方の時代」という用語を最初に使用して以来、地方自治の依るべき思想として多くの地方自治体で追求されつつある）。
- (2) 「文化の時代」、「人間性の時代」等の表現に代表されるように、「経済から文化へ」、「物から心へ」の日本人の価値意識の変化・転換を背景に、豊かな文化的伝統や自然環境との調和的共存、生活環境の整備等に関わる、地域社会復権という概念。
- (3) 上記の思想、発想の転換にも関わらず、依然としてとどまることのない、人口の都市集中、文化・情報の遍在に対し、その一方の極に位置する「過疎地域」の課題（今日では、すでに生き残り戦略とさえ呼称されている）への対応という概念。

本県にあっては、「島根県行財政改善審議会」がいち早く次のような議論を展開し、「地方の時代の行政のあり方」について検討を開始している。

（行財政改善審議会答申「地域振興のための総合補助金制度の創設」より）

安定成長を迎えた現在、地域振興は、高度成長時代の生産優先、効率正重視の中央指導方、大規模プロジェクト方式から、生産と生活と自然環境の総合的な整備を目指す地域手動方の「まちづくり・むらおこし」方式に変わりつつある。このような現状においては、何よりも市町村のセンスとアイデアとが、地域の発展を左右する大きな要因になると考えられ

る。

本県においては、地域経済の振興と快適な環境の整備推進を目的とした、「活力ある住みよい島根」の創造、相当程度に整備の進んだ各種施設、道路港湾等を利用して地域住民の多様な活動の展開を目指す「ハードからソフトへ」の政策の転換この二つがめざされている。

こうした県政の課題は、市町村の主体的な対応創意工夫の発揮によって実現に向けて大きく前進するものと期待される。このような状況に対応して市町村の主体的な「まちづくり・むらおこし」機運を高め、地域の特性を生かした活力のある住みよい地域づくりを進めるために、市町村の自主性創意工夫を生かした事業の推進を助成する総合補助金制度を早急に創設されたい。

ここに提出されたキー・ワードのうち、「地域主導」、「快適環境」、「地域の特性」、「市町村の自主性、創意・工夫」等は、「物から心へ」、「ハードからソフトへ」の行政の転換、新たな施策の枠組みの提示をめざすニュー・コンセプトの採用を目標概念として設定している点で画期的なものであったといえよう。

以上のような一般行政部局における新たな発想の転換を前提として、市町村の中には、「地域づくりをになう人材育成」、「住民の学習活動を通じての地域づくり」、「学習活動を活性化させることによって地域の活性化を」等の施策課題を取り上げ、従来、教育委員会の専管事項と見なされる傾向が強かった、「社会教育」、「生涯学習」に対する新たな認識を持つに至ったところが増えつつある。

本研究は、こうした状況を現時点において具体的に検討し、今後の施策の方向性と検討課題を明らかにし、「地域を活性化する社会教育活動」を展開する際の具体的な指針を得ることを目的としている。

本稿は、もとより基礎的かつ試論的域を出るものではないが、さらに事例的検討を踏まえることによって、次のような波及効果が期待されよう。

- (1) 地域を活性化するための社会教育活動について、その範囲、担当部局（組織連携のあり方を含む）等の枠組みが設定できる。
- (2) 地域を活性化するための社会教育活動に関する学習プログラム、事業計画等のモデルを作成できる。
- (3) 地域リーダー、生涯学習ボランティア等の養成のあり方、住民の地域活動への参加の促進等、生涯学習を進めるにあたっての人的基盤整備に関わる施策モデルを作成できる。

(4) 上記の考察を踏まえて、「生涯学習のまちづくり」の進め方、まちづくり・むらおこしの推進に関わる社会教育の課題等があきらかとなり、「生涯学習推進モデル市町村」(平成4年度において島根県では11市町村が対象となっており、今後その数はさらに増加するものと思われる)等の事業推進に大きな指針を提供することができる。

I. 「地域を活性化するための社会教育事業」の捉え方

本研究の目的を以上のように理解すると、「地域を活性化するための社会教育事業」という営為を対象とする研究は、主として市町村を中心に展開されている二つの異なった施策・事業を視野にいれておかなければならない。すなわち、「地域活性化事業」と「社会教育事業」の二つである。本研究では、次のような概念図を念頭におき、「地域を活性化するための社会教育事業」のあり方を検討することとした。

(地域活性化事業について)

地域活性化を直接の目的とした事業は、市町村行政のあらゆる領域、したがってあらゆる部局において展開さ

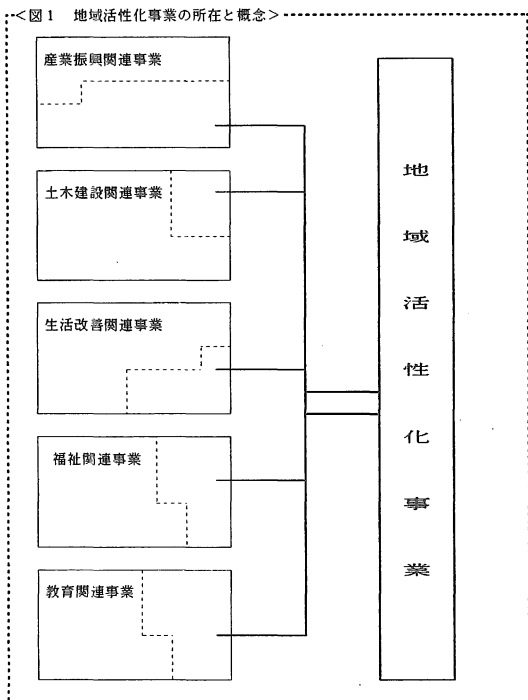


図1 地域活性化事業の所在と概念図

れている。産業振興関連の事業は、その多くを当該市町村における地域活性化をめざして展開されているであろうし、土木・建設関連事業においても、その究極の目的は、地域活性化に資する事業の展開に求められることが多いのである。したがって、地域活性化事業の所在は、〈図1〉のように求められる。

(地域における社会教育事業について)

一方、地域における社会教育事業もまた、行政施策のあらゆる場面で提供されているといつてよい(図2)。社会教育を狭義の意味、すなわち教育委員会が行う(したがって社会教育法に規定された)事業に限定せず、広く、成人、青少年、婦人、高齢者等を対象にした学習関連事業と捉えるとき、このことはより一層明確になる(とりわけ本調査研究に関わる事業について検討する場合には、この点についてより広い概念を準備する必要がある)。

(地域活性化と社会教育事業)

上記、〈図1〉及び〈図2〉から、「地域を活性化するための社会教育活動」の概念は、「地域活性化事業」と「地域における学習事業」の両者に関わり、かつ、この両者の接合部分に当たる共通部分を示す概念であることがわかる。

〈図3〉はこのことを図示したものである。この図からわかるように、「地域を活性化するための社会教育活

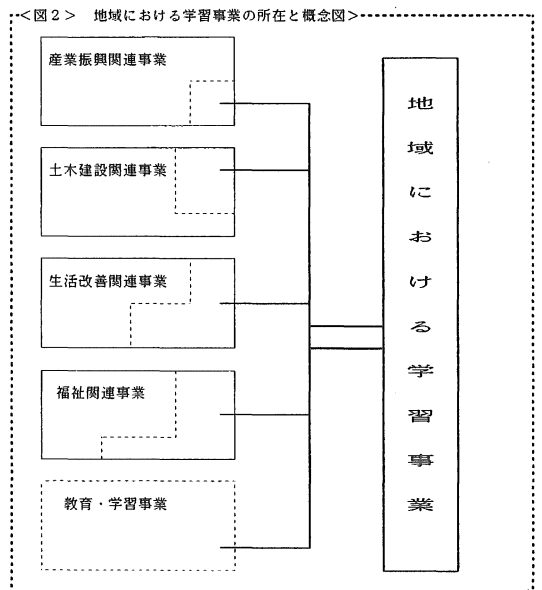


図2 地域における学習事業の所在と概念図

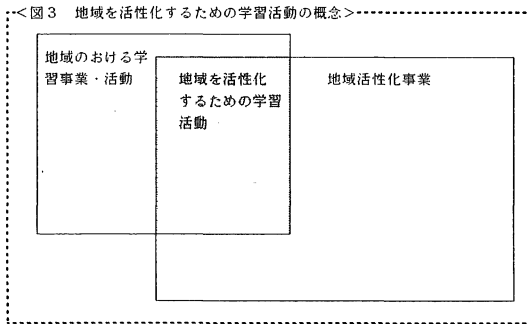


図3 地域を活性化するための学習活動の概念図

動」とは、次のような要件を備えた活動とすることができる。

- (1) 活動ないし事業の目標に地域活性化の課題が明確に表明されている。
- (2) 活動ないし事業の内容・方法が住民の学習活動を主体に構成されている。

のちに述べるように、地域活性化を目的とした活動ないし事業は、具体的にみればきわめて広範な内容を有することはあきらかである。最も広義に理解すれば、市町村行政のあらゆる行為は、なんらかの意味で地域活性化と無関係ではない。換言すれば、近年の地方行政のありようは、地域活性化を中心的課題として取り上げることによってその根拠を獲得しているかの様相さえ帯びているといえる。「ハードからソフトへの転換」、「経済効率優先主義からエコロジーへ」の取り組みは、その具体的施策の段階で「地域の見直し・再構築」、「地域優先の行政」、すなわち地域活性化を標榜する事業目標を設定しつつある。こうした状況の中で、住民の教育・学習領域への注目が始まったといつてよいであろう。

その際、社会教育活動ないし事業という言葉で理解されている「教育・学習」の領域は、すでに、教育委員会の専管事項としての狭義の社会教育を越えたものにならざるを得ない(そこにこそ生涯学習の基盤整備が新たな行政課題として取り上げられる根拠の一つがある)。

本研究では、便宜上、従来の社会教育の語法を使用するが、その背景に以上のような概念の拡大があることを予め確認しておかねばならない。

Ⅱ. 島根県における地域活性化事業の現状

1. 地域活性化事業の概要

(全国的状況)

現在、中央省庁を中心に、「まちづくり・むらづくり」をめざした地域活性化支援のための補助事業が数多く展

表1 国の地域活性化事業
(島根県における地域活性化事業の概要)

主管省庁	件数
農水省	8件
建設省	15
国土庁	7
環境庁	1
運輸省	3
通産省	11
自治省	9
郵政省	2
厚生省	5
大蔵省	1
文部省	3
計	65

開されている。「(財)地域活性化センター」のまとめによれば、平成元年12月の時点で、各省庁が主管する活性化のための施策は、リゾート法、民活法、NTT法等に基づく約100件の事業として展開されている。同センターがまとめた『まちづくりハンドブックNo.2-省庁の事業・構想・計画-』によって、各省庁別の事業をみると、〈表1〉の通りである。現在進行中の主な事業については、農水省、建設省、通産省、自治省等11省庁が主管省庁として担当しており、地域活性化事業の広範な広がりが良くわかる。既に地域活性化は、省庁の枠を越えた、あるいは全省庁がこれに関わる状況が生まれているといえる。

各省庁の事業の内容について詳述する余裕はないが、多くの事業が次のような一般的特徴をもっていることを指摘しておきたい。

- (1) 事業の内容が、地域活性化を図るためのソフト事業を重視していること。
- (2) 地域活性化の課題が、地域特性を前提とするところから、補助事業受け入れ地域の地域特性を考慮するため受託要件を緩和している。
- (3) 地域活性化と住民の教育・学習について一定の関連付けが行われ、この観点からの活性化の方向性が明確な事業が見られる。

(島根県における地域活性化事業の概要)

島根県における地域活性化事業を対象とした補助事業については、当然のことながら、上記の国が行う事業に関わるもののほか、県単独事業もかなりの件数に上っている。県庁総務部地方課主管の事業についての概要は、

表2 鳥根県の地域活性化事業の概要
(主として総務部地方課所管事業)

1.	まちづくり特別対策事業…市町村のハード事業中心 宍道町菟古館、日原町天文台等 (地域整備総合事業債、地方交付税)
2.	ふるさとづくり特別対策事業…県事業と関連づけた整備事業 大田市石見銀山遺跡整備等 (地域整備総合事業債、地方交付税)
3.	自ら考え自ら行う地域づくり…個性豊かな地域づくり 仁摩町世界一の砂時計、吉田村鉄の歴史むら等、一億円事業 (一億円事業、地方交付税)
4.	リーディングプロジェクト…先導的な地域課題への取り組み 鉄の道文化園協議会「神話と鉄学の道」等 (地域整備総合事業債、地方交付税)
5.	過疎・辺地対策事業…過疎・辺地の総合的活性化 木次町桜大橋、美都町老人ホーム等 (過疎債、辺地債、交付税)
6.	準過疎地域振興事業…過疎地に準じる地域の活性化 大東町幼稚園舎建設等 (県単事業)
7.	ふるさと創生事業支援…一億円事業を充実させる 三刀屋町永井記念館、仁摩町砂博物館等 (県単事業)
8.	市町村リゾート事業…リフレッシュ・リゾート事業の支援 大田市三瓶温泉開発、江津市こも沢公園整備等 (県単事業)
9.	まちむら活性化対策事業…戦略的地域活性化プロジェクト支援 大社町ご縁タウン大社、邑智郡ゴールデンユートピア計画等 (県単事業、平成2年度から地域活性化プロジェクト支援事業)
10.	地域経済活性化対策事業…広域的经济振興を支援 浜田広域市町村圏広域観光情報センター等 (地域整備総合事業債、地方交付税)
11.	ふるさと市町村圏推進事業…基金を設け、圏内市町村が活用 出雲広域市町村圏等 (地域整備総合事業債地方交付税)
12.	広域過疎地域振興…過疎町村広域協力システム 邑智郡振興協議会、隠岐島の島花の島振興協議会等 (過疎債、辺地債優先充当、地方交付税)
13.	広域市町村圏振興事業…広域行政の推進 安来・能義し原処理施設建設等 (県単事業)

〈表2〉の通りである。

上記の地域活性化事業のなかで、「自ら考え自ら行う地域づくり事業」(通称一億円創生事業)及び「まちむら活性化対策事業」についてさらに詳細に検討してみよう。

2. 「自ら考え自ら行う地域づくり事業」(通称「一億円創生事業」)の取り組みについて

本事業の概要は、『まちづくりハンドブック No.2—省庁の事業・構想・計画—』によれば、ほぼ次のようである。

(事業の目的)

ふるさと創生は、国、地方を通ずる内政上の最重要課題であり、国においても、第四次全国総合開発計画、新経済計画等において自主的・主体的な地域作りの必要性が明確にされ、また現在、全国の各地域において地域作りの機運が盛り上がっている。この機会を捉えて、「地方が知恵を出し、中央が支援

する」という、これまでとは異なった発想に基づいて、「自ら考え自ら行う地域づくり」事業を推進し、全国各地において地域の自主性と責任を基礎とした主体的な地域づくりへの取り組みを支援し、「ふるさと創生」の起爆剤となることを期待する。

(事業の内容)

- (1) 事業主体は全市町村である。
- (2) 事業実施期間は、昭和63年度から平成元年度までであるが、各地域において永続的な取り組みに発展させることが期待されている。
- (3) 事業内容は、それぞれの地域における多様な歴史、伝統、文化、産業等を生かし独創的・個性的な地域づくりを行うため、市町村が自ら考えることが基本であり、地域に必要なソフト事業が主に想定されている。
- (4) 事業の進め方は、一般に、まず地域における多様な歴史、伝統、文化、産業等の実状を把握し、何が地域の特性、課題であるかを認識して地域の将来像を描き、その目標に向かって具体的振興策を実施することが想定される。
- (5) この事業は、単に地方公共団体内部の取り組みに終わることのないよう、各市町村は、事業の主旨を広報紙等で周知徹底し広く住民参加のもとで地域の知恵と情報を結集することが必要である。

(財政措置)

各市町村一律1億円が地方交付税の基準財政需要額に加算される。

(参考:『まちづくりハンドブック No.2』, 161～162ページ)

「自ら考え自ら行う地域づくり事業」は、上記の概要が示すように、各市町村が独自の発想に基づいて、地域の歴史、伝統、文化、産業等の特色を踏まえて地域の活性化を図るために導入された事業である。本事業の推進は、中央主導、画一的行政に一定の反省と活力を与えた。市町村はこれを、「地方の時代」を実現する格好の機会ととらえ全国的にユニークな試みがなされている。

過疎化、高齢化等、構造的ともいえる課題を抱える鳥根県でも、県及び各市町村は、地域活性化の切札として本事業の計画立案に多くの時間と労力を費やし、ほぼ、92%の市町村で、事業計画が確定している(平成2年6月現在)。

鳥根県内各市町村の事業計画を、事業内容によって分類すると、〈表3〉のようである。

表3 市町村の主な事業内容

	分類	事業数	構成率
1	生活環境関連	2	1.7
2	社会福祉関連	5	4.2
3	保険医療関連	2	1.7
4	環境保全関連	8	6.7
5	産業振興関連	24	20.2
6	教育・文化・スポーツ・レクリエーション	32	26.9
7	その他	45	37.8
	合計	118	100(%)

表4-1 市町村の「ふるさと創生事業」の具体的内容

分類	事業の種類	件数	比率	事業の種類	件数	比率
ハード	1 施設整備	14	11.8	2 建物の建造	12	10.1
	3 その他の事業	20	16.8	ハード事業合計	46	38.7
ソフト	1 イベント開催	3	2.5	2 人材育成	25	21.0
	3 計画・組織作り	10	8.4	4 制度の制定	10	6.7
その他	5 その他の事業	20	16.8	ソフト事業合計	68	55.4
その他	6 その他の事業	6	5.0			

これによると、「教育・文化・スポーツ・レクリエーション関連事業」が、事業数32件で最も多くなっており、「産業振興関連事業」の24件を上回っている。ふるさと創生事業への取り組みが、地域の教育文化活動の活性化をめざしてなされる傾向は全国的なものであるが、島根県においても同様の傾向がみられる。また、一般に、地方公共団体の事業の傾向が「ハード事業からソフト事業へ」という転換期にきていることが指摘されるが、本事業の全般的傾向からも、それが裏付けられた。島根県の市町村行政にも新たな発想の転換が図られつつあることは、地域活性化という、すぐれて個性的、具体的な事業の推進の観点からも、歓迎すべき傾向であるといえよう。

島根県内の各市町村の事業計画をさらに詳細に分類すると、〈表4-1〉及び〈表4-2〉のようになる。上述した傾向は、この分類によっても、より明確に指摘することができる。

3. 「まちむら活性化対策事業」の取り組みについて

「まちむら活性化対策事業」は、昭和59年度から島根県の新規施策として取り上げられた、地域振興のための総合的補助金制度である。この制度の発足は、「第三次全国総合開発計画（三全総）」（昭和52年）及び昭和58年以降の三全総フォローアップ作業において求められた、「人間の居住環境の形成による定住構想」をその背景に

表4-2 ふるさと創生事業の特色別事業数

事業の特色	件数	事業の特色	件数
まちづくり等活性化全般	73	地域経済の活性化	77
地域のイメージづくり	26	農林水産業の振興	18
日本一（世界一）づくり	3	商工業の振興	3
「〇〇の里」づくり	7	地域特産品の開発	10
人材育成、組織づくり	35	観光振興レジャーランド	30
その他	2	リゾート開発	15
		コンベンション都市づくり	1
地域文化の振興による活性化全般	35	魅力あるイベントの開催	11
伝統文化の継承と活用	17	文化イベント	7
新しいふるさと文化の振興	18	スポーツイベント	3
		観光イベント	1
国際交流による活性化	8		
姉妹都市提携	1	地域間交流による活性化	6
ユニークな国際化の推進	3	姉妹都市提携	2
その他	4	都市と農村の交流	2
		特別村民、ふるさと会員	1
教育・福祉の充実、高齢化社会への対応全般	19	その他	1
ユニークな健康作りの推進	9	その他の特色	34
生涯教育の推進	4		
その他	6		
特色ある事業合計		263 事業	

注記 上記の表は、島根県総務部地方課のまとめによる資料「自ら考え自ら行う地域づくり」事業の取り組み状況について（平成2年8月）より引用

持っているものである。そこでは、

- (1) 歴史的・伝統的文化に根ざし、自然環境と生活環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図ること。
- (2) 大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方地方を振興して新しい生活圏を確立していくことがめざされており、人間の居住性と地域優先という視点が重視されている。

昭和59年5月に施行された「まちむら活性化対策事業実施要項」によれば、本事業の趣旨等は次のようである。

（趣 旨）

この要項は、市町村と地域の住民・団体等が一体となった地域ぐるみのまちづくり・むらおこしの機運を醸成し、地域の創意・工夫に基づいた快適な生活環境の実現と地域経済の活性化のための施策（まちむら活性化対策事業）を推進し、もって活力ある住みよい地域づくりに資することを目的とする。

（まちむら活性化計画）

1. 計画は、活性化戦略及び同戦略達成のためのプロジェクトを定める「基本方針」並びにプロジェクトを実施するための「実施計画」からなるものとする。

2. 計画期間は、5年とし、実施計画は毎年度見直し、必要に応じて変更するものとする。
3. 計画は、住民等の参画をえながら市町村が策定するものとする。
4. 計画は、単なる個別事業を網羅した総花的なものではなくまちづくりの方向を重点的に打ち出すものとする。
5. 計画は、ソフト施策を重視し、先駆的、実験的、模範的な事業を積極的に取り入れるものとする。
6. 計画は、民間の活力を積極的に引き出すものとする。
7. 計画には、その内容を分かりやすく表現した名称

(キャッチ・フレーズ)を付すものとする。

また、本事業は、事業推進に当たって、「推進体制の整備」を求め、「市町村においては、地域住民、農協、商工会、専門家等から幅広く人材を結集した組織（まちづくり委員会等）を整備し、地域住民の意見を具体的に反映させながら、地域ぐるみで計画策定及び事業を進めていくものとする」としている。

以上のような要項にしたがって、島根県内の各市町村では、「まちむら活性化対策事業」に取り組み、昭和59年度以降平成元年度までに、19市町村が本事業の補助金を受けて成果をあげつつある（表5）参照。

表5 島根県内各市町村の「まちむら活性化対策事業」の概要

市町村名 (採択年度)	名称(キャッチ・ フレーズ)	事業のねらい	主な事業	市町村名 (採択年度)	名称(キャッチ・ フレーズ)	事業のねらい	主な事業
吉田村 (昭和59年)	鉄と森の里	製鉄の中心地として 築えてきた和鉄の生 産(たたら)の歴史 と、それを支えた森 林を資源とした鉄の 歴史村を目指す	○株式会社吉田ふ るさと村 ○鉄の歴史村振興 事業団	羽須美村 (60年)	自然回帰の里 リゾートはすみ一 都市交流によるむ らづくりー	村の自然を生かすこ とによって、都会の 人々との交流を深め 村に誇りと自信を持 ち、都会にない個性 ある生き方を目指す	○はすみ村 ○都市交流イベン ト ○温水プール整備 ○宿泊所整備
川本町 (59年)	緑のこだます音楽 の里	伝統ある川本高校吹 奏学部と、それをほ ぐんだ音楽愛好の 地域性を生かし豊か な情報と産業の振興 を目指す	○各種音楽イベン ト ○音楽資料館整備 ○野外音楽堂整備	金城町 (60年)	歴史の心渡く和紙 の里かなぎ	郷土芸能の振興によ り連帯と躍動感をも たらしながら、和紙 の歴史を踏まえ、生 産・加工・イベント にいたる産業おこし を目指す	○田活性、活性か なぎの活動 ○ふるさと教材作 成 ○紙漉伝承館整備 ○郷土芸能館整備
四見町 (59年)	緑のキャンパスオ リジナルタウン ー木工芸と新しい 観光産業の町づく りー	西日本で有数の樹種 の多い山を資源に、 木にこだわった生活 文化、産業振興を目 指す	○木工芸技術修得 ○木製パズルコン ペ ○木工研修館 ○木工・パズル創 作館 ○メイス整備 ○林業振興センター 整備	都万村 (60年)	海幸の浜づくり	海洋レクリエーショ ン基地を舞台に、人々 のふれ合いの中から 村の活力を甦えらせ、 海の幸を生かした産 業振興を図る	○海幸まつり ○海の市開催 ○海洋少年団の設 立・交流 ○海洋自然博物館 整備
日原町 (59年)	星のふるさと日原 ー教育レクリエー ションの町づく りー	アマチュア日本一の 天文台設置により過 疎地に育つ子供たち に宇宙のロマンを与 え、雄々しく育って ほしい夢を持ち、併 せて津和野と連携し た観光開発を目指す	○天文台整備 ○星祭り開催 ○ペンション整備 ○物産センター整 備 ○テニスコート整 備	仁摩町 (61年)	仁摩町シルバーラ ンド ー21世紀をめざし たいきいき老人の 里づくりー	高い高齢者率、銀山 の歴史、日本一の鳴 り砂から「シルバー」 をキーに、21世紀に 向けて高齢者がいき いきと暮らせる仕組 みを目指す	○つちんこ塾 ○世界一砂時計整 備 ○砂博物館整備 ○生きがい創作館 整備 ○国際交流事業
出雲市 (60年)	出雲わが町を美し く	自然との調和、伝統 と創造をキーにしな がら、ゆとり、安ら ぎ、うるおいのあふ れるアメニティタウ ンを目指す	○アメニティ地図 作成 ○史跡巡回ルート 整備 ○高瀬川のシンボ ル化	弥栄村 (61年)	コンベンション・ ヴィレッジやさか ー体験交流による 村づくりー	都市住民との農業体 験交流を深めながら 、都市の食情報を受信 する中で契約栽培、 有機農業、を推進し 食情報の集積発信基 地を目指す	○農業体験、有機 農業研究 ○消費者交流 ○創作工芸館整備 ○水車発電施設整 備 ○自然とのふれあ いイベント
横田町 (60年)	奥出雲ふるさと村 よこた ー神話とたたら の里づくりー	自然環境、神話伝説、 たたら歴史、伝統 技術等の素材に各種 活動グループの創意 工夫を加え神話とた たらのイメージを持 つ観光を核とした産 業おこしを目指す	○おろちの火祭り ○グループ活動の 活発化 ○神話・たたら 資料館整備 ○「むらくもの丘」 整備	大東町 (62年)	八雲立つ神々の温 泉郷大東	町の歴史、伝統、文 化を見つめなおし、 大東らしい地域デザ インをえがく。その 拠点施設として「す がすが詩歌村」「大 東ふれあいパーク」 を整備し、第3セク ター方式で運営する	○地域デザイン開 発 ○町づくりマガジ ン ○ふれあいパーク 整備 ○すがすが詩歌村 ○かみくの桃源郷 ○草の根国際交流

市町村名 (採択年度)	名称(キャッチ・フレーズ)	事業のねらい	主な事業
広瀬町 (62年)	月山尼子ロマンの里 一歴史探訪と伝統工芸体験の里づくり	尼子氏の居城、月山富田城跡や中世の町並みを正しく保存、公開し伝統工芸を育成して中世の歴史の里のイメージを目指す	○月山富田城跡整備 ○富田川川床遺跡発掘、復元 ○伝統工芸伝習塾整備 ○伝統工芸館整備
五箇村 (62年)	光と風 自然の聖域五箇	村のもつ美しい豊かな自然を積極的に保護・育成することにより、自然の聖域を創造し自然と人との交流の場を目指す	○デザイン計画 ○自然植物園整備 ○草の根交流推進 ○五箇ブランド開発 ○環境保護条例
温泉津町 (63年)	地球ハンドメイド わくわく温泉津	帆船「温泉津丸」の復元を目指す中で港の風景、いで湯の古い街並みを保存し「ガラス工芸村」、「陶芸の里」づくりを行う	○帆船「温泉津丸」の復元 ○温泉津温泉リフレッシュ ○陶芸の里整備 ○ガラス工芸村整備
桜江町 (63年)	絵になる桜江 一水を生かした町づくり	水との深い関わりの中で育まれた町の歴史から人と水が調和し、潤いと安らぎにあふれた絵になる桜江を目指す	○水の文化研究 ○水のワンダーランド ○桜江花街道 ○川の野外美術館 ○桜江町づくりアカデミー
大社町 (平成元年)	ご縁タウン大社町 一出会いを力に交流型の観光地づくりを目指して	町づくりご縁会議を設置し、ご縁づくり助成事業を通して出会いを大切にする心を育み、観光による町づくりを目指す	○町づくりご縁会議 ○ご縁作り助成 ○ご縁交流会館整備 ○交流型イベント開催
邑智町 (元年)	邑智町ゴールデン ユートピア計画 一水とふれ合いの 長寿の里づくり	邑智文化の探求と創造を通して、世代と地域を越えた交流を促進し、長寿の里作りを目指す	○ゴールデンユートピア建設 ○邑智ブランド ○長寿の里構想
海士町 (元年)	海に生きる海士 マリン計画	町の特徴である海をテーマに、海洋文化の探求による町づくり	○海の見える丘カレッジ ○水中展望船

Ⅲ. 地域を活性化するための社会教育活動のあり方

1. 地域づくりと学習課題

「地域を活性化するための活動」を社会教育活動の枠内で捉えようとする場合、「意図的な学習活動」をどう組織するかという観点が重要である。とりわけ、急激に変化する現代社会の中で、「人々が充実感にあふれ、人間としてお互いに尊敬し合うことのできる地域社会」を構成、維持し、「心豊かな活力ある社会」を実現するためには、自らの意志で、生涯を通じ、社会の連帯意識の

高揚を図るような学習活動が不可欠である。

このために、人生各時期に対応したそれぞれの学習活動と併せて、豊かな地域づくりへの参加、世代を越えた学習活動等が重要な学習課題として取り上げられなければならない。

以上のような観点から、県内各市町村における実践的事例をまとめ、カテゴリー別に分類すると、以下のような主要な活動が行われていることがわかる。

(ふるさとづくり活動への参加)

一般に、地域づくり活動、コミュニティづくり活動といわれる事業が多く各市町村によって取り上げられている。コミュニティという言葉は、「地域社会」、「近隣社会」と訳されるが、いわゆる、「その地域に住む人が温かいふれあいを通じて、話し合い、助け合いながら、よりよい環境の中で心豊かな暮らしを求めて協力しあえるような町」という、一定の町づくりイメージをその背景に持った言葉である。

一方、急激な社会変化の進展は、旧来の地域社会の崩壊を招き、都市部に限らず、農村地帯においても、地域社会の結合の希薄化が懸念されている。近年これへの対応として、国、地方公共団体を中心に、「地域の復活」をめざすさまざまな施策が展開されているが、社会教育活動のあり方の原則からいえば、こうした施策は、住民の側からの「自主的、主体的活動」として展開されたときに初めて所期の目標が達成されるものであると考えられる。

地域の人々が主役となったコミュニティづくりをめざすために、自治会、青年団、婦人会、子供会等の社会教育関係団体の育成をめざす活動が展開されていることはその証左でもある。そうした活動は、次のような目的を持って展開されている。

- (1) 生活環境の維持・向上のための活動を促進し住民自らが課題解決にあたるための場や集會、行事を組織する。
- (2) 地域連帯の希薄化を克服し、人々の心のふれあいを通してふるさとづくりを志向する。

(ボランティア活動の促進)

社会福祉に対する理解が深まりつつある今日、家庭や地域社会、職場等において各種のボランティア活動が盛んに行われつつある。地域住民の多くが、ボランティア意識を持ち、すすんで地域ボランティア活動に参加することは、単に、福祉サービスの補助者の獲得という点に留まらず、むしろ、ボランティア活動を行う人自身の学

習に有効な教材となっている。高齢化社会の進行によって、人々がだれでも安心して老後の生活ができるような地域社会を形成するために、「社会のノーマライゼーションが不可欠」であるが、福祉ボランティアの活動を通じて、この啓発活動が十分な成果を挙げることが期待されている。

主として社会福祉担当部局において取り組まれているこの種の事業に対し、社会教育活動が今後どのように事業連携、協力体制を持つことができるかが課題となろう。

社会教育活動の観点から福祉ボランティアの活動を推進する場合、次のような実践的課題が提出されている。

- (1) 社会福祉の制度や課題について、正確かつ十分な情報が住民に提供されること。
- (2) 住民自らが、社会福祉問題に関心を持ち、共感し、それらを自分自身の生活及び意識に内在化させるような学習が促進されること。
- (3) 住民自身のボランティア実践が継続性のあるものになるよう援助体制を確立すること。
- (4) 社会福祉協議会、民生・児童委員組織と社会教育活動との連携事業を模索し、系統的、計画的な事業提供ができる組織を確立すること。

等である。各市町村では、具体的な事業展開の中で以上のような観点が生かされることによって、一層の成果が期待される。

一方、現状では、ボランティア活動の対象が、福祉領域に片寄る嫌いがないわけではなく、いわゆる、学習ボランティアの形成が立ち後れていることも事実である。他者の学習を指導し、自らも又そこから新たな学習課題を発見することが、学習ボランティアの意義であるとするれば、今後このような学習ボランティアの養成及び実践活動が展開される必要がある。

(環境保全に関する学習活動)

地球規模において起こりつつある環境破壊（公害、大気汚染、地球温暖化、森林資源の急激な減少等）についての関心が高まりを見せつつある現在、住民の学習課題は、この領域のについても大きな分野となりつつある。

一方、地域社会における環境保全に関する理解もまた、住民生活のより身近な課題として近年注目されつつある領域である。市町村における実践活動をすべての住民が担い、地域課題とするために多くの市町村において環境教育が社会教育の重要な領域として取り上げられている。

ところで、ここでも住民の学習はあくまで住民自身の主体的、自主的活動として組織される必要がある。行政が提供すべきサービスは、まず第一に、こうした住民自

身の学習が円滑にかつ効果的に行われるために必要な情報提供であることが確認される必要がある。そこにこそ、一般行政部局において展開される住民に対する啓発事業のありかたに対する、社会教育活動の独自の立場が強調されなければならないであろう。

より具体的には、快適な生活空間、生活環境の確保をめざす活動が、家庭、地域社会、職場、さらには学校において相互の連携と協力関係の中で展開されつつある市町村もあり、今後このような実践が数多く蓄積され留めることが重要であろう。いずれにしても、現在の活動状況は、大きな課題へむけて第一歩が始まった段階といえよう。

(地域における文化活動)

地域における文化の振興は、地域住民にとっては、自分達の住む地域の歴史、文化、さらには特性等を認識するためにぜひ必要な活動である。住民は、地域社会を「自分が心豊かに、生きがいのある生活ができるところ」とであると認識したときに初めて、地域に愛着を持ち、その振興を積極的に担う人材になろうとする。このように考えれば、地域の文化を振興する社会教育活動は、「地域を活性化する事業」の中核的領域であることがわかる。

現在、社会教育活動の中で活発に展開されている、「地域の歴史を知るための学級・講座」、「地域の伝統芸能（神楽、和紙づくり、陶芸等）を保存、復活させる活動」等は、そうした意味で重要な地域活性化事業を構成する。各市町村における社会教育事業の中で、最も意図的、計画的に展開されつつあるこれらの活動が、今後、さらに一般行政部局をも巻き込んでいっそう意図的に追究されることが必要であろう。

2. その他の学習活動と地域活性化

前節において見た学習領域は、現在島根県内の各市町村が積極的に取り組んでいる地域を活性化するための事業である。これらは、教育委員会所管の事業だけではなく、従来、教育・学習に関する事業とは無関係と考えられたり、あるいは教育の素人と考えられていた一般行政各部局の施策として積極的に取り上げられる傾向がうかがえる。このように、地域活性化を直接の課題とする行政活動が、旧来の枠組みをこえて教育・学習領域に取り組むことそれ自体が、最近の新しい傾向であり、かつ評価すべき動きであろう。

最近の傾向として、さらに、次のような活動・事業が取り上げられることにも注目しておく必要がある。

(消費者活動に関わる学習)

地域社会における住民の生活は、現代社会においては主として消費行動を中心に営まれている。人々の各ライフステージに応じた、消費生活に関する自主的学習活動、消費者組織の形成等消費者としての自覚を住民相互に啓発するような学習が活発に展開されている。

そこでは、各人が、ライフサイクルに応じ、それぞれの生活設計を立て、消費の適切なバランスを保つための学習が試みられ、行政もまた消費者のそのような活動を積極的に援助しようとする姿勢がみられるようになってきている。

こうした学習は、従来社会教育活動にはなじみにくいものであったが、近年では、市町村行政の主要課題との認識が芽生え、主として一般行政部局において先導的に展開されているのが実態である。

今後、教育行政、一般行政両部局の連携・協力関係の形成が大きな課題であろう。

(国際交流をめざした活動)

日本文化や伝統を尊重し、同時に諸外国の文化、歴史、国際情勢等に関する学習を行うことは、自らの地域を見直す絶好の機会を提供する。地域を活性化する活動が、独りよがりや、場合によっては地域エゴとして表明される危険を回避するために、広く国際的視野を持つ必要があることが強調されている。より具体的には、「近くて遠い国」であった東アジア、特に韓国、中国を対象国とした国際交流活動が、県内各市町村、地域を中心に展開されている。

(地域づくり・スポーツ活動)

地域における学習活動の中で、近年その位置づけが若干変化しつつある領域に健康・スポーツ活動がある。従来の社会教育に関する理解の中では、主として余暇活動と見られがちであったスポーツ事業が、新たな生涯学習論の浸透の過程でむしろ積極的に振興すべき課題との見方が一般的になりつつある。

このような学習概念の拡大は、多様化する住民の学習要求に対応して、これに答えようとする社会教育関係者の間ではすでに自明のことと考えられていたが、一般には、十分浸透した考え方とはいえなかったのが実状であった。

人生80年代を迎え、地域住民総ぐるみの健康活動(健康教育を含む)が、高齢化社会の出現に対応する重要な学習課題であること、さらには、地域社会の連帯意識の醸成にとって重要な領域を構成することが強調され

ているのである。全国的なイベントとして開催される、「スポーツ・レクリエーション大会」(いわゆるスポ・レク大会)の開催を契機に、県内各市町村では、誰もが参加できる軽スポーツを中心とした、「ニュー・スポーツ」の導入に積極的であることもこうした傾向を強める原因となっている。

「生活スポーツ」の名のもとに、住民が生涯の各時期において、その能力に応じて気軽にかつ適切にスポーツ活動ができるように、施設の整備を行う市町村が多くなっている。また、「生涯スポーツ指導者」を積極的に養成したり、住民の中から指導者を発掘する事業を展開したりする市町村もわずかながら増える傾向がみられる。

こうした現状は、未だ、先導的試行の域をでるものではなく、全市町村において組織的かつ広範な事業展開がなされるまでには至っていない。とりわけ、「生涯学習モデル市町村事業」を行う市町村等が適切なモデルを提供し、他の市町村に波及効果をもたらすことが期待されよう。

主要参考文献・資料

- ① 日本生涯教育学会編『生涯学習社会の総合診断』1989年(日本生涯教育学会年報 第10号)
- ② 岡本・小山・福留編『社会教育の計画とプログラム』1987年 全日本社会教育連合会
- ③ 石堂・森口編『変貌する時代と生涯学習』1988年 亜紀書房
- ④ 岡本・池田・伊藤編『生涯学習推進計画』1991年
- ⑤ 岡本包治編『生涯学習のまちづくりシリーズ』1～8巻 1990年 ぎょうせい
- ⑥ 藤原英夫著『社会教育論』1981年 ミネルヴァ書房
- ⑦ 地域活性化センター編『まちづくりハンドブック2 一省庁の事業・構想・計画』1990年(財団法人地域活性化センター)
- ⑧ 同上『地域活性化ハンドブック』(アイデア事例集～10巻)1988～91年(財団法人地域活性化センター)
- ⑨ 島根県議会事務局編『平成2年度公共事業、融資事業概要』1990年(島根県)
- ⑩ 過疎地域問題調査会編『地域振興対策調査報告書—新たな過疎地域振興計画のあり方等に関する調査研究』1990年(財団法人過疎地域問題調査会)